



大阪マラソンEXPO 2023 出展のご案内

2023年2月24日(金) 25日(土)
インテックス大阪にて開催

主催 大阪マラソン組織委員会



大阪マラソン2023 ～OSAKA MARATHON 2023～（第11回大阪マラソン）は、2023年（令和5年）2月26日（日）大阪の名所を舞台に開催します。

『大阪マラソンEXPO2023』は、2023年（令和5年）2月24日（金）、25日（土）の2日間、ランナー受付会場の大阪南港・インテックス大阪にて開催します。様々なジャンルの企業や団体の皆さまによる「大阪マラソンEXPO 2023」へのご参加を、心よりお待ちしております。

「大阪マラソン2023」では、関係するすべての方の安全・安心を確保するため、国及び大阪府から示されるイベントの開催制限等に関する方針及び

（公財）日本スポーツ協会ほかの「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、（公財）日本陸上競技連盟の「ロードレース開催についてのガイダンス」に従い、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対策を行った上で開催します。

「大阪マラソンEXPO2023」においても大会同様に、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、全てのマラソン関係者や来場者の安全・安心を図り、開催の準備を進めてまいります。

出展をお申し込みされる皆さまにおかれましても「新型コロナウイルス感染症対策」にご協力をお願いします。

2022年10月吉日
大阪マラソン組織委員会

開催概要

開催名称 大阪マラソンEXPO 2023

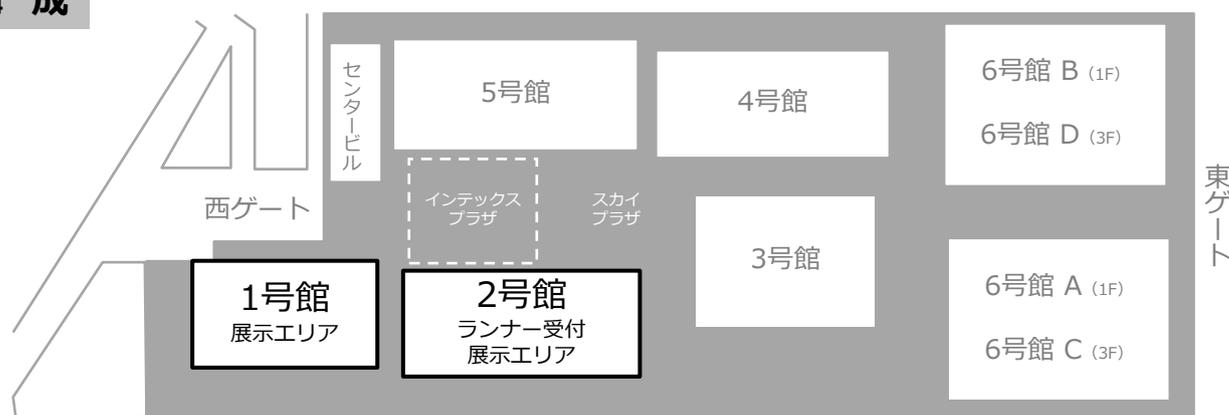
会場 インテックス大阪 1号館・2号館
(〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-5-102)
<http://www.intex-osaka.com/jp/>

会期 2023年(令和5年)2月24日(金)～25日(土)
11:00～20:00(19:30最終入場)
※設営・準備は2月23日(木)を想定しています。

入場 無料

来場者 参加ランナー32,000人とその同伴者※
参考数:2019年実績 金・土の2日間で約50,000人
※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、入場制限を行う場合があります。

会場構成



同日開催 ■ランナー受付
2月24日(金)～25日(土)11:00～19:30(19:30最終受付)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、大阪マラソンEXPO会場でのイベントステージ及びうまいもん市場(飲食イベント)の実施はありません

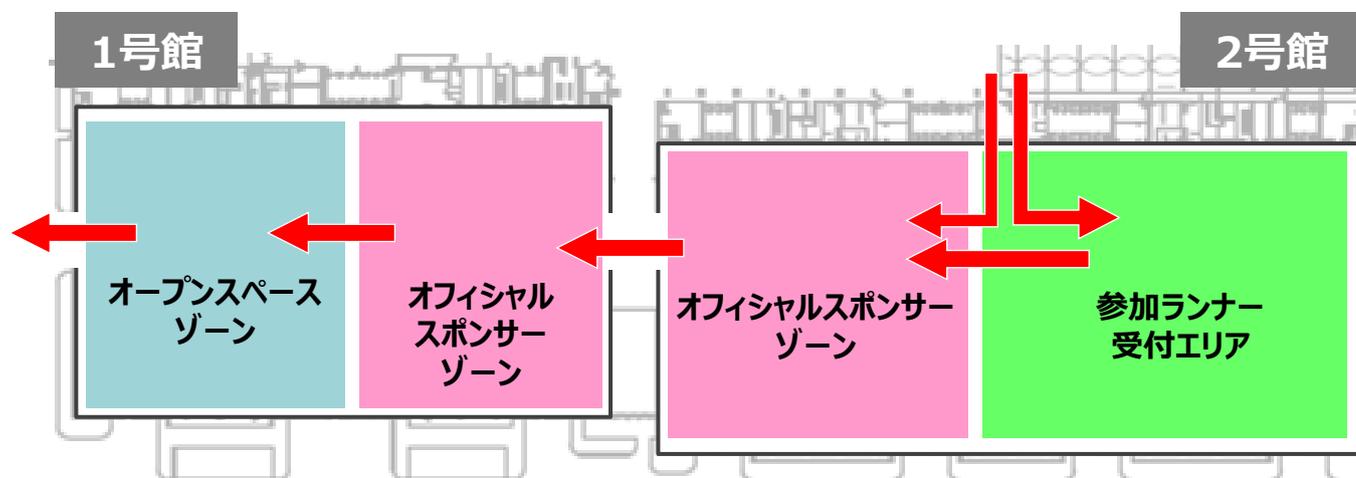
主催 大阪マラソン組織委員会

オフィシャルHP <https://www.osaka-marathon.com/>

■ 展示エリア 構成

会場構成 (予定)

← 来場者動線



※ 全ての来場者がブースの前を通過する一筆動線となるようにレイアウトされる予定です

展示エリア オープンスペースゾーン (1号館)

【出展対象者】

オフィシャルスポンサー以外の一般申し込みの出展社

- このゾーンでの出展に関しては、同業他社の競合排除は行いません。
- このゾーンでの『大阪マラソン』の呼称及びロゴマークなどの使用はできません。
(『大阪マラソンEXPO2023』の呼称及びロゴマークは使用可能)

展示エリア オフィシャルスポンサーゾーン (1・2号館)

【出展対象者】

大阪マラソンの協賛社・共催社など、大阪マラソンの関係団体が出展するゾーン。

※このゾーンでは、大阪マラソンの協賛社の契約カテゴリーとバッティングする内容のブース展開を行うことはできません。

ランナー受付 (2号館)

「大阪マラソン」のランナーの出走受付を、大阪マラソンEXPOの開催と同日で実施します。

- ※ オフィシャルスポンサーゾーン及びオープンスペースゾーンは、「大阪マラソンEXPO 2023」の盛り上げにご協力くださる、幅広いジャンルの企業・団体の出展が数多く展示されます。
- ※ オフィシャルスポンサーゾーン及びオープンスペースゾーンでは、その場での商品販売も可能です。
- ※ 出展社の展示ブース以外に、主催者の企画・展示コーナーなどが設置される予定です。
- ※ ランナー受付やオフィシャルスポンサーゾーン及びオープンスペースゾーンのレイアウトは今後の調整により変更となる場合があります。

■ 出展条件

ランニングスポーツ関連又は大阪のシティプロモーションに寄与する製品・サービス・出版物等を取り扱う企業及び団体等

【出展品目の制限について】

新型コロナウイルス感染症対策として、以下の取り扱いを制限します。

- 飲食料品は、個包装された市販品に限らせていただきます。また、試飲・試食は禁止させていただきます。

出 展 料

1小間：400,000円（税別、消費税10%）

- 2コマ以上の購入者を対象に割引をさせていただきます。
※11小間以上の料金については、出展事務局へお問い合わせください

ブースサイズ

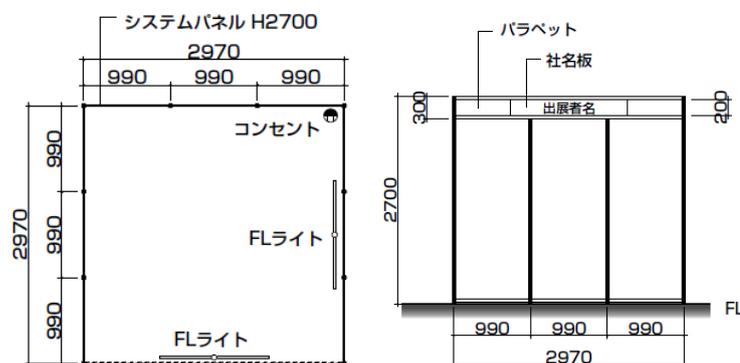
1小間：3m×3m（9㎡）

+待機列スペース（1~4小間の出展社のみ）

	出展料金（税別）	合計料金（税別）
1小間	¥400,000	¥400,000
2小間	¥395,000	¥790,000
3小間	¥390,000	¥1,170,000
4小間	¥385,000	¥1,540,000
5小間	¥380,000	¥1,900,000
6小間	¥375,000	¥2,250,000
7小間	¥370,000	¥2,590,000
8小間	¥365,000	¥2,920,000
9小間	¥360,000	¥3,240,000
10小間	¥355,000	¥3,550,000

小間概略図（平面図）

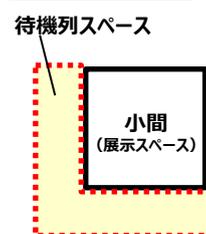
（正面図）



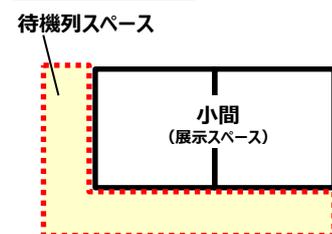
待機列スペースの割り当てイメージ

小間（展示スペース）の側面や共用通路側に、待機列スペースを確保します

1小間 イメージ



2小間 イメージ



← 共用通路 →

- 1小間~4小間をお申し込みの出展社には、新型コロナウイルス感染症対策を目的とし、出展小間の「展示スペース（1小間につき9㎡）」に加え、「待機列スペース」を提供します。待機列スペースとする敷地の位置や広さは、出展会場全体のレイアウトやブースの設置状況により調整します。
※ 5小間以上をお申し込みの出展社については、別途調整させていただきます。
- すべての造形物や展示物・販売物・のぼりなどの装飾物は、「展示スペース内」に設置してください。
- 「待機列スペース」はブースへの訪問者を整理・整列させるための資機材（チェーンポール・カラーコーン&バー等）の設置のみが認められます。造形物や展示物・販売物・のぼりなどの装飾物を拡大して設置することは禁止します。
- 同一出展社が2小間以上を連続して使用するときは、その小間の間には仕切りを設けません。
- 隣接小間のない単独小間に関しては、原則として「敷地渡し」とします。「敷地渡し」小間の場合も、来場者導線を平等に保つための基礎パネル壁面が設置される場合がありますが、その壁面は開放することができません。
- 角小間の通路側には「基礎パネル」は設置しません。
- 複数小間をお申し込みの場合の出展ブースの形状は、会場構成の都合上、1辺が3mの倍数にならない場合があります。

出展料金に含まれるもの（付帯設備）

1小間につき、下記の付帯設備をご用意します。

- 側面及び背面のシステムパネル・パラペット
- 社名版（1社につき1枚とさせていただきます）
- 蛍光灯×2灯
- コンセント（2口）×1箇所・・・1kw/100V

- ※ 上記以外の展示台、机、イス、待機列用の資機材等は出展品の展示方法にあわせて、出展社にてご用意ください。
- ※ 追加で電気や照明をご利用になる場合は、別途電気使用料と幹線工事費用及び小間内配線工事費用がかかります。
- ※ 付帯設備を使用しない場合でも出展料は変わりません。
- ※ 付帯設備の電気供給において、ブレーカー渡しを希望される場合は、蛍光灯・コンセントはつきません。

- 大阪マラソンEXPO2023は、
（一社）日本展示会協会の「展示会業界におけるCOVID-19 感染拡大予防ガイドライン」、
（公財）大阪観光局の「感染症拡大のリスクを抑え、MICEを開催するための主催者向けガイドライン」、大阪府をはじめ諸官庁の展示会の感染拡大予防ガイドラインに従い、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対策を行った上で開催します。

なお、「大阪マラソン2023」では、関係するすべての方の安全・安心を確保するため、国及び大阪府から示されるイベントの開催制限等に関する方針及び（公財）日本スポーツ協会ほかの「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、（公財）日本陸上競技連盟の「ロードレース開催についてのガイダンス」に従い、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対策を行った上で開催します。

- 新型コロナウイルス感染症対策のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従ってください。感染症対策に協力いただけない場合は、出展をお断りします。また、感染症対策に協力いただけない方の入場をお断りします。
- 新型コロナウイルスの感染状況又は国及び大阪府から示されるイベントの開催制限等に関する方針の変更によっては、開催の中止又は開催規模を縮小する場合があります。また、感染の状況によっては、追加の対応や負担をお願いする場合や感染症対策を緩和する場合があります。
- 「大阪マラソンEXPO 2023」が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった場合、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却させていただきます。これ以外に出展社側の準備等に要した経費等（出品物・装飾品・備品・人件費など）については、主催者は一切補償いたしません。
- 主催者は会場に入場される方（出展社及び出展ブースの設営事業者やすべての関係者、ランナーなど）に対して、主催者が指定する体調管理アプリ等又は主催者が指定する体調管理チェックシートにより個人情報（氏名・連絡先など）の取得及び体調管理管理を行います。
- 会場では入場される方全員（出展社及び出展ブースの設営事業者やすべての関係者、ランナーなどの入場者）に対して、入場時の検温を実施し、会場の入口などに手指消毒液を設置し、手洗い・手指消毒の励行をお願いします。
- 会場では、換気のために扉やシャッターを定期的に開放したり、不特定多数の人が触れる箇所の定期消毒を実施します。
- 主催者は大阪マラソンEXPO会場内および入場を希望される方の待機列について、密集を回避し、一定数の入場人数が超えないように入場者の調整を行う場合があります。
- 主催者は、指定する体調管理チェックシートで収集するなどした個人情報は、大阪マラソン組織委員会のプライバシーポリシーに従って取り扱い、感染予防対策等のため、保健所、医療機関等に提供することがあります。また、該当者は保健所等による調査に協力してください。
- 本出展案内については、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては内容を変更する場合があります。

【小間設計及びブース運営における対策】

- 出展ブースの新型コロナウイルス感染症対策は出展社で計画いただき、対策備品についても出展社でご用意ください。
- 通気性が良く、スペースに余裕がある小間設計としてください。また、展示物などは来場者が触れにくい工夫を施していただき、こまめに消毒を行ってください。
- 出展ブースの来場者向けに手指消毒液※1を設置し、接客前の手指消毒を推奨してください。
- 来場者同士が接触するような施策や、来場者がマスクを外さないと参加できない施策、来場者に過度な発声を求める施策はお控えください。
- 出展社とお客様が対面する場所には、飛沫防止のための透明ビニールカーテンやアクリル板などを設置してください。その際、設置物の転倒防止や熱源付近の設置の回避など風対策をしっかりと行ってください。また、状況に応じてフェイスシールドや使い捨て手袋を使用するなどの対策を行ってください。
- 接客の際、物品は置き渡し、金銭授受はトレーなどを使用して、直接手と手が触れないようにしてください。また、大きな声を出した勧誘やプロモーションはご遠慮ください。
- 出展ブースに消毒液※1などを配備し、運営スタッフ等のこまめな手指の消毒をお願いします。また、手を触れる設備・備品等はこまめに消毒してください。
- 出展ブース内はスペースに余裕があるレイアウト配置を行うとともに、ブース前に人だまりや待機列が発生した場合は、出展社とお客様及びお客様同士が対面にならないように配慮し、お客様同士が間隔をあけてお並びいただくように、出展社にて整列させてください。

※1 消毒液（消毒用アルコール）について、アルコール濃度60%以上の製品は消防法により危険物品に該当し、事前に消防署への届け出が必要になります。持ち込みについての注意事項や及び使用制限については、出展マニュアルで詳しくご案内します。

【出展社側スタッフの管理について】

- 大会前後を通じ、主催者が指定する体調管理チェックシートにて、体調管理をお願いします。具体的な内容については、出展マニュアルなどで改めてご案内します。
- 以下の場合、来場をお断りします。
 - 現場入りの3週間前の時点又はそれ以降に、PCR検査等又は抗原定性検査において陽性が確認された場合
 - 現場入りの3週間前の時点又はそれ以降に、濃厚接触者として健康観察が必要となり、現場入り3日前までに健康観察期間を経過していない場合
 - 政府から入国制限、入国後の健康観察を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があり、現場入り3日前までに健康観察期間を経過していない場合
 - 現場入りの1週間前以降に、37.5℃以上の発熱や咳、咽頭痛など、新型コロナウイルス感染を疑わせる体調不良があった場合（ただし、原因が新型コロナウイルス感染症以外であることが明らかな場合を除きます。）
 - 現場入り当日又はそれ以降に、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 不織布マスクの着用、フィジカルディスタンスの確保、こまめな手指消毒など、感染症対策に努めてください。
- 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA（ココア）」に登録するとともに、必要に応じて、大阪コロナ追跡システムへの登録をお願いします。また、これらに対応できるスマートフォンのご準備を各自でお願いします。ただし、COCOAの機能が停止した場合は、この限りではありません。
- 開催2週間後（3月12日）までに新型コロナウイルスに感染した場合は、出展事務局に連絡してください。また、保健所等による調査に協力してください。

■ 小間位置の決定について

小間位置の決定について

会場レイアウト及び小間位置の割当て方法は、出展小間数・出展内容などを考慮し、主催者にて決定させていただきます。

なお、小間位置の発表については、決定次第ご案内させていただきます。

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、出展社説明会は開催しない予定です。それに伴い、出展社説明会で実施していたオープンスペースゾーンの4小間未満の出展社の小間位置抽選会も実施いたしません。

■ ロゴの使用について

出展社は『大阪マラソンEXPO 2023』の呼称及びロゴについて、事前の告知活動に使用するツール（印刷物、マス媒体、インターネット等）において、「出展する・している」という表現でのプロモーション活動のみに使用いただくことが可能です。

使用できるロゴ

大阪マラソンEXPO 2023 ロゴが使用できます



【大阪マラソンEXPO2023ロゴ】

- ロゴを変形させる、色を変える、他の文字やロゴと組み合わせて使用することはできません。
- 呼称及びロゴを商品化することや、会場での装飾物や造作物に使用することはできません。

使用できません



「大阪マラソン2023」のロゴや「大阪マラソンに協賛しています」という呼称などについては、大会協賛社のみが使用できるため、「大阪マラソンEXPO 2023」の出展社は使用できませんので、ご了承ください。

【大阪マラソン2023ロゴ】

呼称の使用について

使用できる告知

(例)

- (株)〇〇は、大阪マラソンEXPO2023に出展いたします。
(※EXPO期間前、期間中の告知)
- (株)〇〇は、大阪マラソンEXPO2023に出展して、△△を販売いたします。

使用できない告知

(例)

- × 大阪マラソンで役立つ△△(商品名)をブースにて販売いたします。
- × (株)〇〇は大阪マラソンEXPOのオフィシャルスポンサー(協賛企業)です。
→EXPOの宣伝ではあるが、大阪マラソンの文言が使用されているため、NG表現となります。

申 込 方 法

出展規約をご確認のうえ、「出展申込書」に必要事項を記入いただき、Eメール又はファックスにて出展事務局までお申し込みください。

- ※ 出展申込書をExcelデータでご希望の方は「大阪マラソンEXPO出展事務局」までメールにてお問い合わせください。
- ※ 出展条件を満たさない企業や団体による出展申込みなど、大阪マラソンEXPO2023の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合は、出展をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

申 込 締 切

申込書提出期限 2022年 11月18日（金）

※ 予定小間数に達した場合や出展スペースの都合で、締切前でも出展をお断りすることがあります。

出展料のお支払い

出展料は、大阪マラソンEXPO出展事務局からの請求書により指定された銀行口座にお振り込みください。なお、手形によるお支払いはお受けいたしかねます。また、振込手数料は出展社のご負担となります。

出展の変更又は取り消しについて

既に申し込まれた小間に対する変更又は取り消しについては、すべて書類にてその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の変更・取り消しについては、以下の取消料を申し受けます。

- **出展確定日～2022年12月9日(金)17時まで、小間料金の50%**
- **2022年12月9日(金)17時以降、小間料金の100%**

- ※ 出展社が出展料（小間料金）を未だ支払っていない場合は、ただちに上記の取消料を支払うものとします。
- ※ 出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えている場合は超過分を主催者より返金いたします。
- ※ 出展事務局の「出展確定書兼請求書」発送日が出展確定日となります。

出展申し込み後のスケジュール

出展確定～出展料請求
12月上旬頃（予定）

出展確定、出展料支払い

- 出展が確定しましたら、「出展確定書兼請求書」を発送します。
発送日が出展確定日となり、以降の出展取り消し・変更には、取り消し料が必要となりますので、ご注意ください。
- 請求内容をご確認のうえ、指定期日までに出展料のお振込みをお願いします。

出展社資料の配布
12月中旬頃（予定）

出展社資料の配布※出展社説明会は開催しない予定です。

- 会場レイアウトや出展準備に必要な情報や出展規則を掲載した出展マニュアルや提出書類、そのほか出展準備に必要な書類などを配布いたします。

提出書類締切
1月中旬頃（予定）

各種提出書類提出

- 搬入出や施工、各種工事など、出展に必要な書類を提出していただけます。
- 有料のオプション工事やレンタル備品をお申込みの場合は、請求内容をご確認のうえ、指定期日までに費用のお振込みをお願いします。

2月23日（木） 設営・準備 ※一部の大小間出展社は2月22日（水）午後以降を予定

2月24日（金）・25日（土） 大阪マラソンEXPO 2023開催

お問い合わせ・
出展申込先

大阪マラソンEXPO出展事務局

Eメール om-expo@west-net.co.jp

TEL **06-6371-9179**（受付時間10:00～17:00/土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX 06-6371-9161

1 出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申し込み方法に従ってお申し込みください。主催者はこれを審査の上、展示会の主旨に適合するものと考えられる出展物を展示する出展希望者に対してのみ、「出展確定書兼請求書」を発行いたします。出展社と主催者との出展契約は、この「出展確定書兼請求書」を送付した時点をもって成立するものとします。

2 出展料の支払い

出展社は「出展確定書兼請求書」に記載の指定日まで、出展料の支払いを完了してください。指定された期日までに出品料の入金が確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。

国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会開催後であっても、出展料は全額を開催前にお支払いください。

出展社は、主催者または出展運営関係者に支払うべき付帯費用（追加電気代等）があるときは、指定された期日までに支払いを完了してください。

3 出展の変更・取り消し

出展の取り消し又は出展申し込みに際して申し込んだ展示スペース（以下、「小間」といいます）の変更については、すべて書類にその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

ア) 出展確定日～2022年12月9日（金）17時まで＝小間料金50%

イ) 2022年12月9日（金）17時以降＝小間料金100%

※ 出展事務局の「出展確定書兼請求書」発送日が出展確定日となります。

出展社が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

出展社が、変更及び取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、主催者は超過分を返金させていただきます。

4 招聘保証

主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展社に対して発行することはできません。

5 査証の取得

海外の出展社が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展社の責任において作成、手続きを行ってください。この書類作成について、主催者は、「出展確定書兼請求書」以外の書類を発行することはできません。

また、日本国大使館又は領事館から査証が発給されず、出展社が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

6 小間の転貸などの禁止

出展社は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

7 小間位置の決定

小間位置の決定方法は、小間数、出展内容等を考慮のうえ、主催者の一任とさせていただきます。

出展社は、主催者が割り当てた小間位置に対して異議を申し出ることはできません。

8 小間の使用方法

- (1) 宣伝・営業活動はすべて小間の中で行ってください。インテックス大阪敷地内の小間以外のスペースや、会場アクセス駅からの来場者導線等を使用した宣伝活動や、通路上に施設や表示などを設けることはできません。また、出展社は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (2) 出展社は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害する形で自社の小間を施工しないことに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者は展示会運営上小間の装飾に変更が必要かどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展社はその判断に従い、装飾を変更してください。
- (3) 装飾物の高さは、後日主催者から出展マニュアルにより通知される範囲内で行ってください。装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。また、天井構造は防災措置の作動障害となるため、住之江消防署より禁止されています。ただし、商品の特性上やむを得ない場合は、直接住之江消防署に確認のうえ、主催者の請求する必要書類を提出してください。
- (4) 主催者は、音・操作方法・材料又はその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者が問題があると考える性質のものすべてに及びものとします。
- (5) (2)及び(4)の制限又は撤去を行ったことによる費用はすべて出展社の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。
- (6) 出展社は、展示期間中、主催者指定の出展社証を着用のうえ、必ず小間内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあたってください。

9 出展品目・条件

- (1) 出展品は「出展条件」に定められた出展品目に限定します。また、「出展条件」に定められた出展品目であっても、主催者が不適合と判断した場合は出展できません。
- (2) 主催者は、(1)の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展品の撤去を求めることができます。なお、出展社が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

10 保証条項

出展社は主催者に対し、大阪マラソンEXPOの出展品又はこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

11 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負いません。

出展社は出展物に対し、その輸送及び展示期間中を通じて必要な保険を付し、その他保護のための適切な処置を講じてください。

12 出展物等の設置および撤去

- (1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者からの出展マニュアルにより通知される時間内に行ってください。小間内の出展物設置は、大阪マラソンEXPO開会の前日（2023年2月23日）午後9時までに完了してください。EXPO開会の前日（2023年2月23日）午後9時までに自社小間が占有されていない場合、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は、出展料の返金はいたしません。
- (2) 主催者は出展社の施工方法、安全対策、資材保管などの内容に関知しません。出展社各自で施工管理を行ってください。また、インテックス大阪施設利用時の注意事項を遵守し、安全第一で作業を行ってください。
- (3) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展社は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行ってください。
- (4) 出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展社の行為に属する費用はすべて出展社の負担となります。
- (5) 小間内の出展物及び装飾物等（廃棄物・ゴミ含む）は、会期最終日午後10時までに撤去し、現状回復を行ってください。回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、撤去・回復に要した費用は出展社の負担となり、出展事務局よりその費用を請求します。
- (6) 出展マニュアルにより通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に事務局への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を徴収いたします。

13 会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。警察当局の指導により、会期中の車両の乗り入れは、事前申請された出品物及び展示物などの搬入のための車両のみとします。出展社関係の方々のマイカーによる出退動はできません。公共交通機関をご利用ください。

14 写真撮影および模写等

主催者及び当該出展社の許可なく、出品物及び展示物の撮影・模写・測定はできません。

15 工事区分

(1) 電気設備

1小間に付き、1kw/100Vまでのコンセント1箇所（2口）、及び蛍光灯（2灯）の電気工事は、主催者側に行います。それ以外で電気を使用する場合や電気容量を追加する場合の幹線工事及び小間内電気配線工事と電気使用料は、出展社の負担となります。

(2) 給排水設備

給排水設備は原則不可とします。

(3) 裸火（ガス）使用

ガス等火を使用する設備は原則不可とします。展示品が該当する場合はその内容を審査したうえで許可する場合があります。

16 食品衛生関係

飲食物品の取り扱いについては、個別包装がされており、食品表示法の基準を満たしているものに限り、サンプリングは認めますが、会場内での試飲・試食は禁止します。食品販売については、品目により保健所への届出・許可が必要な場合があります。その際は、保健所指導に従ってください。保健所指導によりかかる費用はすべて出展社負担となります。また、出展社は十分な食品衛生管理に責任を持つものとします。

17 酒類販売の諸注意

酒類販売については、税務署への届出・許可が必要です。また、封を開封した状態で販売したり、カップに移し替えて販売することは禁止します。出展社は、酒類を販売する際、未成年者への酒類販売防止に責任を持ち、飲酒運転防止に努めるものとします。

18 契約の解除

(1) 主催者は「出展確定書兼請求書」を発行した後も出展社に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。

ア) 指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。

イ) 本規約の項目の一つにでも違反した場合、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。

ウ) 出展社の出品物が出展規約 10 の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。

エ) その他、大阪マラソンEXPOの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

(2) 主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展社は以下の事項を異議なく承認するものとします。

ア) 大阪マラソンEXPO開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに出演ブースでの活動を中止すること。また、主催者が指定する時間に、自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状に復すること。

イ) 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。

ウ) 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。

エ) 出展社が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。

(3) 主催者は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する公式の印刷物、公式ホームページ、会場内掲示について出展社の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

19 損害賠償

(1) 出展社は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

(2) 出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

ア) 出展社の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展社とともに被告とされた場合を含む）。

イ) 前述ア)の訴訟において、主催者が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展社の意思に拘束されないものとします）。

20 展示会の開催中止

主催者は、地震・風水害・降雪・火災・事件・事故・疫病（新型コロナウイルスを含む）等、主催者の責によらない事由により、展示会開催の中止又は開催時間の短縮をすることがあります。展示会が中止となった場合、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却させていただきます。これ以外に出展社側の準備等に要した経費等（出品物・装飾品・備品・人件費など）については、主催者は一切補償いたしません。

21 規約の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展社は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

22 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

23 使用言語

本契約の使用言語は、出展社が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

24 規定の変更

主催者は、必要とみとめた場合には、会期及びこの規定の一部を変更することがあります。

25 合意管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。